

(令和3年1月25日受付)

たな旅キャンペーンの期限について

■内容

たな旅キャンペーンの宿泊券をいただいている者です。

緊急事態宣言が出され、不要不急の外出は控えるようにと国も県も申しております。田辺市の一助に有効活用し、無駄にならないようにしたいのですが、年齢も重ねており心配で思案をしています。何とか期限の延長をお願い申し上げます。是非とも田辺を訪ねたいのです。

■回答

本キャンペーン事業の宿泊券の利用期間につきましては、令和3年2月28日としておりましたが、令和3年1月に国内の感染が拡大している地域の11都府県におきまして緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止のため不要不急の外出や移動の自粛が要請されていること、また、和歌山県内におきましても感染者数が増加していることを鑑み、宿泊券の利用期間を令和3年9月30日までの延長を検討しております。

本キャンペーン事業の宿泊券当選者の皆様には、利用期間延長の旨の通知文書を送付させていただく予定としております。ご当選者様におかれましては、感染拡大防止のため、旅行日程を再検討いただくなど、緊急事態宣言による不要不急の外出や移動の自粛要請へのご理解とご協力をお願いいたします。

感染の収束の見極めが難しい状況ではございますが、本市では、観光事業者と共に各業界が示す感染拡大予防ガイドラインを遵守し、安心して本市を訪れていただけるよう感染拡大防止に努めております。観光客の皆様にも旅行中の感染予防にご協力をお願い申し上げます。是非とも本市を訪れていただき、魅力あふれる「田辺・熊野」の旅を楽しんでいただけましたら幸いです。

【観光振興課 観光振興係】

※本件は1月26日に回答したものです。